

## 国立大学法人電気通信大学の会計監査人候補者の選定に係る公募について

平成31年2月18日

国立大学法人電気通信大学

国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）では、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第39条に定められている業務を行う会計監査人を下記のとおり公募します。

なお、国立大学法人における会計監査人は、文部科学大臣が選任することとされていることから、本学が下記に基づき行う会計監査人の公募は、その候補者を選定するためのものであることにご留意願います。

### 記

#### 1. 公募に付する事項

- (1) 件名： 会計監査人による会計監査業務
- (2) 任期： 2019年度から2021年度の複数年にわたる会計監査人候補者の選定とします。  
なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定見直しの対象となります。
- (3) 契約期間： 文部科学大臣の選任後、契約を締結した日から、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表について、文部科学大臣の承認の時まで。  
なお、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度となります。

#### 2. 応募資格

- (1) 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める会計監査人の資格を有する者。
- (2) 国立大学法人電気通信大学契約事務取扱規程第4条又は同第5条の規定に該当しないものであること。
- (3) 本学の契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- (5) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条に該当しない者であること。

### 3. 提出書類

#### (1) 提案書（別紙1のとおり）

今回、2019年度から2021年度の複数年にわたる選定を行うので、提案書の記載に際しては、複数年にわたる期間を通じた監査を考慮した提案を行うこと。

#### (2) 監査報酬見積書（別紙2のとおり）

2019年度から2021年度の3ヶ年度分として、年度毎に作成すること。

#### (3) 貴社の概要を記載したパンフレット等

### 4. 提案書等の提出期限

#### (1) 提出期限 平成31年3月1日（金）17時00分

#### (2) 提出部数 5部 ※「監査報酬見積書」については、1部で結構です。

#### (3) 提出先・問合せ先 国立大学法人電気通信大学総務部経理調達課契約第一係 （担当：藤野）

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

TEL：042-443-5042

FAX：042-443-5064

### 5. 会計監査人の選定方法

上記、「3. 提出書類」で掲げる書類及びプレゼンテーションに基づき、以下の事項を総合的に評価し、選定を行います。

#### ①会計監査人業務への評価

#### ②監査報酬見積額への評価

#### 【プレゼンテーション（質疑応答を含む）の実施】

3月8日（金）において、今回の提案に基づくプレゼンテーションを1時間程度していただきます。

なお、プレゼンテーションを行う方は、極力、実際の監査に携わる方をお願いします。

また、具体的な実施日時については、後日、お知らせいたします。

### 6. 選定結果報告について

平成31年3月下旬（予定）、郵送により通知します。

### 7. その他

(1) 応募及び契約手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語及び日本通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否  
要。

(3) 本学の概要  
本学ホームページをご覧ください。

(4) 2020年度以降（2021年度まで）の会計監査人候補者の選定方法

2020年度以降（2021年度まで）の会計監査人候補者の選定にあたっては、毎年度、本学において監査業務内容等を評価・検証したうえで、候補者とすることが適切であると認められる場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めるとします。